火災により発生した廃棄物の取扱いについて

《受入ができるもの》

分別及び受入基準	搬入施設
可燃性のもの ➢ 衣類、ふとん、家具　等 **廃材** ➢ 柱や板などの木材 **※受入基準※** ・長さ 1m 未満、直径 10cm 以下 （直径 10cm を超えるものは、 10cm 以下に処理したもの） ・大きな釘、連結金具、かすがい等の 金属は取り外す **※指定された場所に手降ろしとし、ダンプ搬入厳禁**	五島市クリーンセンター 五島市浜町 740 ☎0959-73-5316 ◎搬入前にご連絡ください。
不燃性のもの ➢ 陶磁器製の食器類、窓ガラス　等 （ただし、がれき類及び耐火ボード等を除く）	福江リサイクルセンター 五島市向町 2036 ☎0959-75-5540

《受入ができないもの》

- 土砂、焼却灰
  ※最終整地時において、重機で撤去したもの等
- 瓦やがれき類（コンクリート含む）、石膏ボード
- 家電４品目（冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ等）
- パソコン
- その他、市での適正処理が困難なもの

《注意事項》

- 申請書の「減免・免除を受けようとする期間」を過ぎると、減免の対象になりません。
- 運搬を業者に依頼する場合は、五島市が許可する「一般廃棄物収集運搬業許可業者」に依頼してください。

五島市　市民生活部　生活環境課　環境班
☎0959-72-6116（直通）